

# 岐阜県公報

岐阜県税条例の一部を改正する条例

目次  
条 例

(税 務 課)

ページ  
二二

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる  
ときは翌日)

号外(一) 平成二十九年 三月三十一日

本号で公布された条例のあらまし

岐阜県税条例の一部を改正する条例(条例第一四号)

## 一 県民税

1 肉用牛の売却による事業所得の課税の特例について、その適用期限を三年延長することとした。(附則第五条関係)

2 土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例について、適用停止措置の期限を平成二十九年三月三十一日まで延長することとした。(附則第九条の三関係)

3 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、特定非常災害のため、予定期間内に「租税特別措置法」に定める土地等の譲渡に該当することが困難となった場合には、一定の要件の下、その予定期間を二年の範囲内で延長するものとした上、その適用期限を三年延長することとした。(附則第一〇条の二関係)

## 二 事業税

1 法人の事業税の確定申告納付の期限について、法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより各事業年度終了の日から三月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合には、当該定めの内容を勘案して三月を超え六月を超えない範囲内において知事が指定する月数の期間内に申告納付することができることとした。(第四四条関係)

2 災害その他やむを得ない理由により申告及び納付に関する期限が延長されたことにより、法人の事業税の中間申告納付の期限と確定申告納付の期限とが同一の日となる場合には、中間申告納付を要しないこととした。(第四四条関係)

## 三 不動産取得税

地方税法以外の法律等による政策の推進を税制面において支援する特例措置の

平成二十九年三月三十一日

適用期限の延長等を行うこととした。(附則第七条及び附則第七条の四関係)  
四 自動車取得税

1 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率の特例措置について、軽減率及び対象を見直した上、その適用期限を平成三〇年三月三十一日まで延長することとした。

(附則第二二条の二の二関係)

2 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車(初めて新規登録等を受けるものを除く。)の取得に係る課税標準の特例措置について、対象を見直した上、その適用期限を平成三〇年三月三十一日まで延長することとした。

(附則第二二条の二の四関係)

3 バリアフリー性能の優れたバス等で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三一年三月三十一日まで延長することとした。(附則第二二条の二の四関係)

4 車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制御装置を備える一定の自動車であって新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置について、対象を見直した上、適用期限を平成三一年三月三十一日(一部については平成三〇年三月三十一日)まで延長することとした。(附則第二二条の二の四関係)

5 車線逸脱警報装置を備える車両総重量が二トンを超える一定のバス等で初めて新規登録等を受けるものの取得について、その取得が平成三一年三月三十一日までに行われた場合は、取得価額から一七五万円を控除することとした。

(附則第二二条の二の四関係)

6 1及び2の特例措置等の適用を受けた自動車取得税について、自動車製作者等の不正行為に起因して不足額が生じた場合には、その自動車製作者等を当該不足額が生じた自動車の取得者とみなして、自動車取得税に関する規定を適用すること等の措置を講ずることとした。(附則第二二条の二の五関係)

7 自動車持出困難区域内の自動車について永久抹消登録がなされる前に、代替自動車取得された場合においては当該代替自動車に対する自動車取得税に係る納税義務を免除し、既に徴収金を徴収した場合には当該徴収金を還付する措置について、その適用期限を平成三一年三月三十一日まで延長することとした。(附則第二三条関係)

五 軽油引取税

船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の利用者が平成三〇年三月三十一日までに次に掲げる法律に基づき外国の軍隊等に軽油を譲渡する場合における当該軽油の譲渡について、軽油引取税を課さない特例措置を講ずることとした。(附則第二二条の四関係)

1 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律

2 重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律

3 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律

4 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律

六 自動車税

1 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車について、取得の翌年度の自動車税の税率を軽減する特例措置を二年延長するとともに、その対象を見直すこととした。(附則第二三条関係)

2 新車新規登録から一定の年数を経過した環境負荷の大きい自動車について、自動車税の税率を加重する特例措置を二年延長することとした。(附則第二三条関係)

3 1の減税対象車に係る自動車税について、自動車製作者等の不正行為に起因して不足額が生じた場合には、その自動車製作者等を当該不足額が生じた自動車の所有者とみなして自動車税に関する規定を適用すること等の措置を講ずることとした。(附則第一四条関係)

七 その他所要の規定の整理を行うこととした。

八 この条例は、平成二九年四月一日から施行することとした。

条 例

岐阜県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十四号

岐阜県税条例の一部を改正する条例

岐阜県税条例(昭和二十五年岐阜県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項中「場合にあつては」を「場合には」に、「納付書によつて」を「納付書により」に改め、同項第一号中「においては」を「には」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に、「において」を「には」に改め、同項第三号中「によつて」を「により」に改め、「除く」の下に「。以下この号において同じ」を加え、「特別の事情により各事業年度終了の日から三月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されないことその他やむを得ない事情がある」と認められる場合には、当該知事が指定した日まで」を「次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める期間内」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの(次号において「定款等」といふ。)の定めにより各事業年度終了の日から三月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合(ロに掲げる場合を除く。)(当該定めの内容を勘案して三月を超え六月を超えない範囲内において当該知事が指定する月数の期間内)

ロ 当該法人に特別の事情があることにより各事業年度終了の日から三月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあることその他やむを得ない事情がある場合、当該知事が指定する三月を超え六月を超えない範囲内において当該知事が指定する月数の期間内

第四十四条第一項第四号中「によつて」を「により」に改め、「日」の下に「法人税法第十五条の二第一項に規定する」を「限る」の下に「。以下この号において同じ」を加え、「特別の事情により各事業年度終了の日から四月以内に当該連結親法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算を了することができないことその他やむを得ない事情がある」と認められる場合には、当該知事が指定した日まで」を「次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める期間内」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該法人との間に法人税法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係がある同条第十二号の六の七に規定する連結親法人(当該法人が連結親法人である場合には、当該法人。以下この号において「当該連結親法人」といふ。)が会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより各事業年度終了の日から四月以内に当該各連結事業年度(同法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。以下この号において同じ。)の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合(ロに掲げる場合を除く。)(当該定めの内容を勘案して四月を超え六月を超えない範囲内において当該知事が指定する月数の期間内

ロ 当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人(法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。)(特別の事情があることにより各事業年度終了の日から四月以内に当該連結親法人の当該各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあること、当該連結親法人に特別の事情があることにより各事業年度終了の日から四月以内に当該連結親法人の当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算を了することができない常況にあることその他やむを得ない事情がある)と認められる場合、当該知事が指定する四月を超え六月を超えない範囲内

第四十四条第一項第五号中「受ける法人」の下に「(法第七十二条の二十七の規定の適用を受ける場合を除く。)」を加え、「同条第七項本文」を「法第七十二条の二十六第七項本文」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に改める。

第五十二条第五項中「天井」を「天井」に、「よつて行なう」を「より行つ」に、「第十五条の三第二項」を「第十五条の三第三項」に改める。

第五十三条第七項中「によつて」を「(以下「固定資産評価基準」といふ。))により」に改め、同条第九項中「法第三百八十八条第一項の」を削り、同条第十項第一号中「によつて」を「により」に改め、「法第三百八十八条第一項の」を削る。

第五十八条の三第一項中「法第三百八十八条第一項の」を削り、「によつて」を「により」に改める。

第一百七十七条中「本節」を「この節」に改め、「対し」の下に「当該」を加え、「価格」を「価額」に、「又は第三百四十九条の三」を「第三百四十九条の三又は第三百四十九條の三の四」に、「によつて」を「により」に、「こえる」を「超える」に改める。

附則第五条第一項中「平成三十年度」を「平成三十三年度」に改める。  
附則第七条第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」

に、「にあつては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、「法第三百八十八  
 条第一項の」を削り、同条第二項中「法第三百八十八条第一項の」を削り、「によつて」  
 を「により」に改め、同条第三項中「第十四項」を「第十三項」に、「平成二十九年三  
 月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第四項及び第五項中「平成  
 二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第七項中「平成  
 二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「にあつては」を「には」  
 に改め、同条第十項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」  
 に改め、同条第十一項中「若しくは漁業近代化資金通法（昭和四十四年法律第五十二  
 号）（第二条第三項に規定する漁業近代化資金で施行令附則第七条第十四項に規定するも  
 の）」を削り、「附則第七条第十五項」を「附則第七条第十四項」に、「平成二十七年四月  
 一日から平成二十九年三月三十一日まで」を「平成二十九年四月一日から平成三十一年  
 三月三十一日まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第十二項中「附則第七  
 条第十六項」を「附則第七条第十五項」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三  
 十一年三月三十一日」に、「附則第七条第十七項」を「附則第七条第十六項」に改め、  
 同条第十三項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、  
 同条第十四項中「附則第三条の二の第十七第二項」を「附則第三条の二の第十八第一項」に  
 改める。

附則第七条の四第一項中「附則第三条の二の十八」を「附則第三条の二の十九」に、  
 「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第四項中  
 「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第五項中  
 「この項及び次項」を「この条」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三  
 月三十一日」に改める。

附則第七条の五第三項中「によつて」を「により」に改め、「法第三百八十八条第一  
 項の」を削る。

附則第七条の六中「これら」を「第五十三条第七項中（以下「固定資産評価基準」  
 という。）とあるのは」「以下「固定資産評価基準」という。）及び法附則第十七条の二  
 第一項に規定する修正基準」と、第五十三条第九項及び第十項、第五十八条の三第一項、  
 附則第七条第一項並びに前条第三項」に改め、「法第三百八十八条第一項の」を削り、  
 「とあるのは、」を「とあるのは」に、「の修正基準」を「に規定する修正基準」に改め  
 る。

附則第九条の三第四項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一

日」に改める。

附則第十条の二第二項中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「応じ」を  
 「応じ、」に改め、同条第二項中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に改め、同条  
 第三項中「前二項の」の下に「規定の」を加え、「第十一項」を「第十二項」に改める。  
 附則第十二条の二（見出しを含む。）中「附則第十二条の二の二第二項」を「附則第  
 十二条の二第一項」に改める。

附則第十二条の二の二第五項中「ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が二・五ト  
 ン以下のバス若しくはトラックであつて、次のいずれにも該当するもので施行規則附則  
 第四条の五第二十七項に規定するものに限る。）」を「次に掲げる自動車」に、「前三項」  
 を「第二項から前項まで」に、「第十一項」を「第十二項」に、「平成二十九年三月三十  
 一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次に掲げるガソリン自動車

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第二十  
 三項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が  
 平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超え  
 ないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が  
 平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超え  
 ないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十  
 を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当  
 するもので施行規則附則第四条の五第二十四項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。  
 (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が  
 平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超え  
 ないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が  
 平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超え

ないこと。

(2) エネルギ―消費効率が平成二十七年基準エネルギ―消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

二 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第四条の五第二十五項に規定するもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギ―消費効率が平成三十二年基準エネルギ―消費効率以上であること。

附則第十二条の二の二第五項を同条第八項とし、同条第四項中「前二項」を「第二項から前項まで」に、「第十一項」を「第十二項」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「百分の六十」を「百分の七十五」に改め、同項第一号イを削り、同号ロ中「附則第四条の五第二十項」を「附則第四条の五第十八項」に改め、同号ロ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

附則第十二条の二の二第四項第一号ロ(2)を削り、同号ロ(3)を同号ロ(2)とし、同号ロを同号イとし、同号ロ中「附則第四条の五第二十一項」を「附則第四条の五第十九項」に改め、同号ロ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超え

ないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

附則第十二条の二の二第四項第一号ロ(2)を削り、同号ロ(3)を同号ロ(2)とし、同号ロを同号イとし、同項第二号イ中「附則第四条の五第二十二項」を「附則第四条の五第二十項」に改め、同号イ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

(ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

附則第十二条の二の二第四項第二号イ(2)を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ロ中「附則第四条の五第二十三項」を「附則第四条の五第二十一項」に改め、同号ロ中「七・五トン」を「三・五トン」に、「附則第四条の五第二十四項」を「附則第四条の五第二十二項」に改め、同号ロ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

(ii) 平成二十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

附則第十二条の二の二第四項第二号ロ及びホを削り、同項を同条第七項とし、同条第三項中「前項」を「前三項」に、「第十一項まで」を「第十二項まで」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「百分の四十」を「百分の五十」に改め、同項第一号イ及びロを削り、同号ロ中「附則第四条の五第十二項」を「附則第四条の五第十項」に改め、同号ロ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が

平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

附則第十二条の二の第三項第一号八(2)を削り、同号八(3)を同号八(2)とし、同号八を同号イとし、同号二中「附則第四条の五第十三項」を「附則第四条の五第十一項」に改め、同号二(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

附則第十二条の二の第三項第一号二(2)を削り、同号二(3)を同号二(2)とし、同号二を同号ロとし、同項第二号イ中「附則第四条の五第十四項」を「附則第四条の五第十二項」に改め、同号イ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

(ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

附則第十二条の二の第三項第一号イ(2)を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ロ中「附則第四条の五第十五項」を「附則第四条の五第十三項」に改め、同号八中「七・五トン」を「三・五トン」に、「附則第四条の五第十六項」を「附則第四条の五第十四項」に改め、同号八(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

(ii) 平成二十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

附則第十二条の二の第三項第二号二及びホを削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(第二項から前項まで又は附則第十二条の二の四第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り、第六十三条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の六十を乗じて得た率とする。

一 次に掲げるガソリン自動車  
イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第十五項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第十六項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

二 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第四条の五第十七項に規定するもの

イ 次のいずれかに該当すること。

- (1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- (2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の第二項中「道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録又は同法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定（同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条及び附則第十二条の二の四において同じ。」を削り、「取得（）」の下に「前項又は」を加え、「第十一項」を「第十二項」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「前項」を「第一項」に、「百分の二十」を「百分の二十五」に改め、同項第一号中「ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第十二条の二の第二項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条及び附則第十二条の二の四において同じ。」を削り、同号イ及びロを削り、同号八中「附則第四条の五第三項」を「附則第四条の五第二項」に改め、同号八(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

附則第十二条の二の第二項第一号(2)を削り、同号八(3)を同号八(2)とし、同号八を同号イとし、同号二中「附則第四条の五第四項」を「附則第四条の五第三項」に改め、同号二(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が

平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

附則第十二条の二の第二項第一号(2)を削り、同号二(3)を同号二(2)とし、同号二を同号ロとし、同項第二号中「附則第十二条の二の第二項第三号」を「附則第十二条の二第二項第三号」に改め、同号イ中「附則第四条の五第五項」を「附則第四条の五第四項」に改め、同号イ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第四条の四第十七項に規定するもの（以下この条において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。

- (ii) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第四条の四第十八項に規定するもの（以下この条において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

附則第十二条の二の第二項第二号イ(2)を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ロ中「附則第四条の五第六項」を「附則第四条の五第五項」に改め、同号八中「七・五トン」を「三・五トン」に、「附則第四条の五第七項」を「附則第四条の五第六項」に改め、同号八(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第四条の四第二十一項に規定するもの（以下この条において「平成二十八年軽油重車基準」という。）に適合すること。

- (ii) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用さ

れるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第四条の四第二十二項に規定するもの（以下この条において「平成二十一年軽油重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

附則第十二条の二の第二項第二号ニ及びホを削り、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 次に掲げる自動車であつて新規登録等を受けるものの取得（前二項又は附則第十二条の二の四第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り、第六十三条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の四十を乗じて得た率とする。

一 次に掲げるガソリン自動車

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第七項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び附則第十二条の二の四において「平成三十二年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第八項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が

平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

二 石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第十二条の二の第二項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。）のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第四条の五第九項に規定するもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第四条の四第十五項に規定するもの（以下この条において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第四条の四第十六項に規定するもの（以下この条において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の第二項の次に次の一項を加える。

2 ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第十二条の二の第二項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条及び附則第十二条の二の四において同じ。）（車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び附則第十二条の二の四において同じ。）が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第一項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等（道路運送車

同法第七条第一項に規定する新規登録又は同法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定（同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条及び附則第十二条の二の四において同じ。）を受けるものの取得（同条第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り、第六十二条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に百分の二十を乗じて得た率とする。

一 次のいずれかに該当すること。

- イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則附則第四条の四第九項に規定するもの（以下この条において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- ロ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第四条の四第十項に規定するもの（以下この条及び附則第十二条の二の四において「平成二十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条及び附則第十二条の二の四において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則附則第四条の四第十一項に規定するエネルギー消費効率（第四項及び附則第十二条の二の四において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び附則第十二条の二の四において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の四第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項第一号中「附則第十二条の二の二第二項第一号」を「附則第十二

条の二第二項第一号」に改め、同項第二号中「附則第十二条の二の二第二項第二号」を「附則第十二条の二の二第二項第二号」に改め、同項第三号中「附則第十二条の二の二第二項第三号」を「附則第十二条の二の二第二項第三号」に改め、同項第四号中「附則第十二条の二の二第二項第四号」を「附則第十二条の二の二第二項第四号」に改め、同項第五号中「施行規則附則第四条の六第二項」を「同条第二項」に改め、同号イ③中「百分の百八十」を「百分の百九十五」に改め、同項第七号中「附則第十二条の二の二第二項第五号」を「附則第十二条の二の二第二項第六号」に、「附則第十二条の二の二第二項第六号」を「附則第十二条の二の二第二項第七号」に、「附則第十二条の二の二第二項第七号」を「附則第十二条の二の二第二項第八号」とし、同項第六号中「附則第十二条の二の二第二項第五号」を「附則第十二条の二の二第二項第六号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 法附則第十二条の二第二項第五号に掲げる石油ガス自動車

附則第十二条の二の四第二項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 附則第十二条の二の二第二項又は第三項第一号に掲げるガソリン自動車
- 二 ガソリン自動車（車両総重量が二・五トン以下のトラックであつて、平成二十二年基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の六第五項に規定するもの
- イ 平成二十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- ロ 窒素酸化物の排出量が平成二十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ハ エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること。

三 附則第十二条の二の二第三項第二号ハに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

附則第十二条の二の四第三項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項第一号中「附則第十二条の二の二第三項第一号」を「附則第十二条の二の二第四項第一号又は第五項第一号」に改め、同項第二号イ中「附則第四条の六第七項」を「附則第四条の六第六項」に改め、同号イ③中「百分の百五十」を「百分の百八十」に改め、同号ロ中「附則第四条の六第八項」を「附則第四条の六第七項」に改め、同項第三号中「附則第十二条の二の二第三項第二号ニ又はホ」を「附則第十二条の



二 車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

附則第十二条の二の四第十一項中「平成二十九年三月三十一日（第五号）」を「平成三十一年三月三十一日（第四号）」に、「平成二十八年十月三十一日」を「平成三十年十月三十一日」に改め、同項第五号を削り、同条第十二項中「附則第四条の六の二第十五項」を「附則第四条の六の二第十七項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12 車両総重量が十二トンを超えるバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「車線逸脱警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第四条の六の二第十五項に規定するものに適合するものうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（同条第十六項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受け、その取得に係る第六十一条の規定の適用については、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から百七十五万円を控除して得た額」とする。

附則第十二条の二の四の次に次の一条を加える。

（自動車取得税の賦課徴収の特例）

第十二条の二の五 知事は、納付すべき自動車取得税の額について不足額があることを第六十六条第一項に規定する納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行つた自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき自動車が法附則第十二条の二第二項又は附則第十二条の二の二第二項から第八項まで若しくは前条第一項から第五項までに規定する窒素酸化物の排出量若しくは粒子状物質の排出量又はエネルギー消費効率についての基準につき法附則第十二条の二第二項又は附則第十二条の二の二第二項から第八項まで若しくは前条第一項から第五項までの規定の適用を受ける自動車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして施行規則附則第四条の六の三に規定するもの

をいう。以下この項において同じ。）の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに由るものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る自動車について第六十六条第一項の申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、自動車取得税に関する規定を適用する。

2 前項の規定の適用がある場合における法第二百九条第二項の規定による決定により納付すべき自動車取得税の額は、前項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第十二条の四第六項中「前項」を「前二項」に改め、「附則第十二条の四第五項」の下に「又は第六項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「においては」を「には、前項の規定の適用があるときを除き」に、「前項」を「第四項」に、「並びに」を「及び」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、平成三十年三月三十一日までに次に掲げる規定により当該引取りに係る軽油を譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、前項の規定により読み替えられた第七十一条の三第一項（第三号に係る部分に限る。）及び同条第三項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

一 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）第六条第一項（同法第七条第八項及び重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第四百四十五号）第五条第七項において準用する場合を含む。）

二 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号）第十条第一項

三 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第七十七号）第七条第一項（同法第八条第八項及び重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律第五条第七項において準用する場合を含む。）

附則第十三条第一項第一号中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」

に改め、同条第三項第二号中「第四号及び第五号」を「以下この項及び第五項」に改め、「この号」の下に「及び第五項第二号」を加え、「施行規則附則第五条の二第二項」を「同条第二項」に改め、同項第三号中「いう」の下に「第五項第三号において同じ」を加え、同項第四号中「この項及び次項」を「この条」に改め、「定められたもの」の下に「(第五項及び第六項において「平成三十二年基準エネルギー消費効率」という。)(を、「もの(次項)の下に「から第六項まで」を加え、「施行規則附則第五条の二第六項」を「同条第六項」に改め、同項第五号中「除く」の下に「第五項第五号において同じ」を、「規定するもの」の下に「(第五項第五号において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。)(」を加え、同条第五項中「前二項」を「第三項から前項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 次に掲げる自動車に対する第七十三条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十年度分の自動車税に限り、当該自動車平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税に限り、第三項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 電気自動車

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第五条の二第九項に規定するものに適合するもの又は平成二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので同条第十項に規定するもの

三 充電機能付電力併用自動車

四 エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則附則第五条の二第十項に規定するもの(次項において「平成三十年窒素酸化物排出許容限度」という。)(の二分の一を超えないもので同条第十二項に規定するもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので同条第十三項に規定するもの

五 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第五条の二第十四項に規定するものに適合するもの又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するもの

6 エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので施行規則附則第五条の二第十五項に規定するもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので同条第十六項に規定するもの(前項の規定の適用を受ける自動車を除く。)(に対する第七十三条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十年度分の自動車税に限り、当該自動車平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税に限り、第四項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十四条及び第十五条を次のように改める。

(自動車税の賦課徴収の特例)

第十四条 知事は、納付すべき自動車税の額について不足額があることを第七十六条に規定する納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等(申請に基づき国土交通大臣が行つた自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき自動車前条第三項から第六項までに規定する窒素酸化物の排出量若しくは粒子状物質の排出量又はエネルギー消費効率についての基準につき同条第三項から第六項までの規定の適用を受ける自動車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして施行規則附則第五条の二の二に規定するものをいう。以下この項において同じ。)(の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)(により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに由来するものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税に関する規定(第八十条から第八十一条までの規定を除く。)(を適用する。

2 前項の規定の適用がある場合における納付すべき自動車税の額は、同項の不足額にこれに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

3 第一項の規定の適用がある場合における第十三条第一項の規定の適用については、同項中「この条例の規定により税金を納付すべき期限をいい、前条の規定により納期限の延長があつたときは、その延長された納期限をいう。以下この条において同じ」とあるのは、「附則第十四条第一項の規定の適用がないものとした場合の自動車の所有者についての自動車税の納期限をいい、前条の規定により納期限の延長があつたときは、その延長された納期限をいう。以下この項において同じ」とする。

#### 第十五条 削除

附則第二十三条第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

##### (個人の県民税に関する経過措置)

2 改正後の岐阜県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成二十九年以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

##### (事業税に関する経過措置)

3 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

##### (不動産取得税に関する経過措置)

4 次項に定めるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

5 改正前の附則第七条第十一项に規定する漁業近代化資金で施行令附則第七条第十四項に規定するものの貸付け（当該貸付けの申込みの受理が施行日前であるものに限る。）を受けて施行日以後に不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

##### (自動車取得税に関する経過措置)

6 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

7 知事は、納付すべき自動車取得税（施行日前の自動車の取得に対するものに限る。）の額について不足額があることを第六十六条第一項に規定する納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る自動車の取得者以外の者（以下この項及び次項において「第三者」という。）にあるときは、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第二百二十九条第四項の規定による通知をする前に、当該第三者（当該第三者と地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第一百八号。附則第十二項において「改正政令」という。）附則第六条第一項に規定する特別の関係がある者を含む。以下この項及び次項において同じ。）に対し、当該不足額に係る自動車取得税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を当該不足額に係る自動車について第六十六条第一項の申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、自動車取得税に関する規定を適用する。

8 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

9 附則第七項の規定の適用がある場合における第十四条第二項の規定の適用については、同項中「納期限の翌日から納付」とあるのは「更正若しくは決定により納付すべき期限の翌日から納付」と、「納期限の翌日から更正若しくは決定により納付し、又は納入すべき期限までの期間又は当該期限」とあるのは「更正又は決定により納付すべき期限」とする。

##### (軽油引取税に関する経過措置)

10 新条例附則第十二条の四第五項から第七項までの規定は、施行日以後の軽油の譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

##### (自動車税に関する経過措置)

11 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成二十九年以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十八年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

12 知事は、納付すべき自動車税（平成二十八年度以前の年度分のものに限る。）の額

について不足額があることを第七十六条に規定する納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る自動車所有者以外の者（以下この項及び次項において「第三者」という。）にあるときは、法第十三条第一項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と改正政令附則第七条第一項に規定する特別の関係がある者を含む。以下この項及び次項において同じ。）に対し、当該不足額に係る自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税に関する規定（第八十条から第八十一条までの規定を除く。）を適用する。

13 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

平成二十九年三月三十一日発行

発行者  
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号  
岐阜県岐阜市

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
岐阜文芸社